

# 双葉町の復興に向けた重点要望について

(要 望 書)

令和元年6月

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島県双葉町議会議長 佐々木 清一

## 双葉町の復興に向けた重点要望について

双葉町が、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により全町避難を強いられてから、すでに８年以上が経過いたしました。いまなお、町の９６％が帰還困難区域とされるなど、町域全域での避難指示が継続しており、約７千人の町民は、全国各地での不自由な生活を余儀なくされています。こうした全国に避難している町民の声に応え、町民の生活再建と町の復興を進めていくことが求められています。

双葉町では、平成２８年１２月に復興まちづくりに関する総合計画として策定した、「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」に基づき、関係者の皆様の御尽力をいただきながら、町の復興・再興に向けた取組みを進めております。

また、平成２９年９月に「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受けたことにより、わずかの区域ではありますが、一部帰還困難区域においても、避難指示解除や住民の帰還開始を目標に掲げることができ、取組みの一層の加速化を図っております。

一方、廃炉まで３０年とも４０年ともいわれる福島第一原子力発電所を抱え、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設の整備を苦渋の判断で受け入れたという厳しい状況であることは変わらず、双葉町の復興・再興の実現には、財源の長期確保をはじめ、国による特段の支援が不可欠です。

そこで、本日は、町の復興から町民の生活再建まで、多岐に渡る課題のうち、特に重点的な取組みをお願いしたい事項について、次のとおり、要望いたしますので、令和２年度予算概算要求等に向け、特段の措置を講じられますよう、お願い申し上げます。

## 最重点要望項目

### 1. 2019年度末及び2022年春の避難指示解除目標の確実な実現

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、環境省、文部科学省】

- ①復興財源及び国の支援体制の長期的な確保
- ②2019年度末解除の特殊性を踏まえた、住民間の公平性確保
- ③2022年に向けた確実な除染及び廃棄物の処理の継続的な実施
- ④解除後の固定資産税の課税に係る特例適用

### 2. 町民の被害実態に即した賠償の実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省】

- ①被害実態に即した賠償の実施及び中間指針の適時適正な見直し

### 3. 復興の進捗状況の差異を踏まえた、生活再建支援策の実施

【復興庁】

- ①長期の避難生活を強いられている町民への生活再建支援策の継続及び充実  
特に、高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免、被災者生活再建支援金の申請期間延長、住まいの確保に係る取組み等の継続

### 4. 福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉の推進等

【復興庁、経済産業省】

- ①安全かつ着実な廃炉の実施
- ②技術者研修拠点等の立地に関する支援

### 5. 中間貯蔵施設に係る対応

【復興庁・環境省】

- ①輸送及び施設の安全性の確保
- ②県外最終処分 of 確実な実施

### 6. 浜通りにおける広域的な賑わい創出の実現

【復興庁、経済産業省】

- ①2020年夏のオリパラ開催に向けたアーカイブ拠点施設と復興祈念公園の整備、及びそれを核とした復興ツーリズムの実現
- ②帰還者はもとより、新たな住民等の拡大に資する先進的な事業の追加・拡充

### 7. 特定復興再生拠点区域の段階的拡大と帰還困難区域の全域の避難指示解除

【復興庁、内閣府原子力災害対策本部】

- ①拠点区域の段階的な拡大と全域解除に係る方針の具体化

# 最重点要望

## 1. 2019年度末及び2022年春の避難指示解除目標の確実な実現

### 【復興庁、内閣府原子力災害対策本部、環境省、文部科学省】

双葉町は、特定復興再生拠点区域復興再生計画のご認定を受け、避難指示解除や住民の帰還開始に向けた取組みを進めており、今年度末には、避難指示解除準備区域の解除及びJR双葉駅周辺の一部区域の先行的な避難指示解除を、令和4年春（2022年春）頃には、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除及び住民の帰還開始を目標としております。

一方、避難生活が長期化した現状において、住民の帰還を促すことは決して容易なことではなく、今後も、「住んでみたい」と思ってもらえるような特色のあるまちづくりを展開したいと考えており、そのためには国による継続的なお力添えが欠かせません。

また、今年度末の避難指示解除は、町域の約4%に留まり、可住面積もわずかにとどまることから、住民の帰還を開始することは困難であり、令和4年春の拠点区域全域の解除時に、一斉での帰還開始を想定しております。そのため、今般の解除は、「特殊な解除」であり、今後円滑な帰還を図るため、住民同士の取扱いに差を生じさせない配慮が必要となっています。

さらに、確実に解除を果たすためには、特定復興再生拠点区域の解体・除染が速やかかつ着実に行われることが必要不可欠である他、解除に際しての住民の不安を払拭する取組みが必要であり、事業の進捗に伴って増加する廃棄物の適切な処理や、解除や家屋解体に伴う固定資産税の課税に係る課題を解決することが必須です。そのため、特に以下の項目について要望致します。

- ① 現行の復興庁の設置期間終了後も、特定復興再生拠点区域の避難指示解除や、住民の帰還促進、新たな住民の定着推進のために必要な事業を支えていただける財源の確保とともに、復興施策を一元的に推進する強力な組織体制を整備して頂きたい。
- ② 今年度末の解除は住民の帰還を伴わない解除であるという実態を踏まえて、住民間で公平性を確保できるよう、各種取扱いについて、国においてもご考慮を頂きたい。
- ③ 特定復興再生拠点区域の解除に向け、解体・除染において地権者の意向を最大限踏まえた対応を行っていただくとともに、引き受け手がおらず区域外の持ち出しが困難となっている廃棄物の処理について、責任を持った取組みを進めて頂きたい。
- ④ 拠点区域全域の解除によって、固定資産税の課税が開始されるのは当然であるものの、避難生活の長期化や家屋解体等の事情をご考慮いただき、激変緩和措置や、被災住宅用地等に係る課税の特例適用に関し、ご配慮を頂きたい。

## 2. 町民の被害実態に即した賠償の実施

【復興庁、文部科学省、経済産業省】

双葉町は被災自治体の中でも唯一、現在も町域全域で避難指示が継続しています。先  
の见えない不安な長期の避難生活を強いられ、町民は精神的、経済的にも多大な苦痛を  
被っており、町民の被害実態に即した賠償の実施が必要不可欠です

しかし、東京電力は、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子  
力損害の範囲の判定等に関する中間指針」に示されている最低限の水準による画一的な  
対応に終始し、個別具体的な事情を含め、被害者に寄り添った誠意ある対応を行って  
いるとは言い難い状況が続いています。

つきましては、以下の通り要望致します。

- ① 双葉町民の被害実態に即した賠償が確実に行われるよう、引き続き国  
からも東京電力に強く指導していただくとともに、現状を抜本的に改善  
するため、中間指針を適時適正に見直して頂きたい。

### 3. 復興の進捗状況の差異を踏まえた、生活再建支援策の実施【復興庁】

町民一人一人の復興を進めるためには、上記の通り被害実態に即した賠償実施は勿論のこと、長期にわたる避難生活に伴い、町民の抱えている問題は、住まいや健康、今後の生活の見通しなど多岐に渡る状況であり、生活再建支援策の確実な実施が不可欠です。現在、高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金等の減免等を始めとする生活再建支援策を実施していただいておりますが、復興・創生期間の終了時期が近付き、支援策の見直しが議論されている状況下において、一定程度帰還が進んだ地域と、当町のように、未だに全町避難が継続している地域の状況の違いを改めてご認識いただく必要があります。

それらを踏まえ、以下の通り要望致します。

- ① 長期の避難生活を強いられている町民の生活支援策について、他地域との復興の進捗状況の大きな差を踏まえた上で、特に高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長、応急仮設住宅の供与期間延長等の、避難が続いている町民の住まい確保に係る取組みについて、ご配慮をいただきたい。

#### 4. 福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉の推進等

【復興庁、経済産業省】

住民意向調査の結果によれば、双葉町への帰還を判断できない理由・帰還しない理由として、約 33.9%の方が、「原子力発電所の安全性に不安があるから」と回答されるなど、今後の帰還促進にあたっては、町民の理解のもと、福島第一原子力発電所の廃炉を、安全に、かつ着実に進めていただく必要があります。また、品質管理や計画管理の不備によって廃炉作業の遅延が連続していることから、事業者への更なる指導監督に努めていただく必要があります。

それに基づき、以下の通り要望致します。

- ① 国が前面に立ち、中長期ロードマップを踏まえながら、安全かつ着実な廃炉の実施に引き続き取り組んでいただきたい。今年度は、「初号機の燃料デブリ取り出し方法の確定」が予定されていることから、特にその情報発信に際しては、町民が理解しやすいよう、丁寧なコミュニケーションを心掛けていただきたい。
- ② 今後の廃炉作業は一層困難さを増し、綿密な作業工程や確かな技術等が求められることを踏まえ、廃炉技術の更なる向上と、双葉町の産業復興の両側面から、双葉町に整備されている中野地区復興産業拠点において、技術者研修拠点やその他関係する研究機関の立地について、特段のご理解・ご協力を頂きたい。

## 5. 中間貯蔵施設に係る対応【復興庁・環境省】

中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者の理解を得ることが何よりも重要であり、引き続き地権者に寄り添った対応をしていただく必要があります。また、県内各市町村から中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送量は増加傾向にある中、交通渋滞や、輸送・施設整備に伴う事故が発生している状況です。

加えて、法律で定められている県外最終処分についても、処分地の選定が進んでおらず、今後の見通しに対して町民が不安を感じている状況です。

それに基づき、以下の通り要望致します。

- ① 施設整備を安全に進めるとともに、輸送にあたっては、頻発している交通渋滞の緩和に向けた取組みを実施頂くとともに、事故防止策の徹底、一時帰宅者等への配慮や使用する町道等の補修等を行い、安全性の確保に万全を期して頂きたい。
  
- ② 中間貯蔵施設への試験搬入開始後30年以内の県外での最終処分に向けて、試験輸送が始まって既に4年3ヶ月が過ぎてしまったことも鑑み、処分地の選定を含む、県外最終処分に向けた取組みを進めていただきたい。

## 6. 浜通りにおける広域的な賑わい創出の実現

【復興庁、経済産業省】

町が真に復興を果たすためには、単に町民が帰還することのできる環境を整えるのみならず、交流人口の拡大を実現することが不可欠である他、先述した廃炉技術を始めとする新産業の育成等により、新たな住民の居住推進を図る必要があります。

特に、今年度末にはJR常磐線が全線開通する他、来年夏には、東京オリンピック・パラリンピックの開幕も踏まえ、県が整備する震災アーカイブ拠点施設が開業する予定である他、県復興祈念公園の一部利用開始も見込まれ、復興の状況や地域の思いを世界に発信する好機となっており、関係各者連携し、積極的な情報発信を図りたいと考えています。

以上を踏まえ、以下の通り要望致します。

- ① 2020年夏のオリパラ開催に向け、県の震災アーカイブ拠点施設の整備及び復興祈念公園の一部整備を確実に図っていただくとともに、国県と地域との連携によりそれらを復興ツーリズムの拠点として育成し、交流人口の拡大を図っていくことができるよう、御理解・御協力を頂きたい。
- ② 町民の帰還だけでなく、新たな住民等の居住の積極的な推進に資するため、地域において先進的で付加価値の高いまちづくり等が行うことができるような取組の拡充を図っていただきたい。

## 7. 特定復興再生拠点区域の段階的拡大と帰還困難区域の全域の避難指示解除 【復興庁、内閣府原子力災害対策本部】

関係者の御尽力をいただきながら、今年度末の避難指示解除及び令和4年春頃の特定復興再生拠点区域の全域避難指示解除及び住民の帰還開始を目標に、各種取組みを進めているところですが、あくまで、特定復興再生拠点の区域は町域の約1割に過ぎず、現時点では高線量な区域も含め、双葉町全域の帰還が可能となるまでは、町の復興が完全に果たされたとは言えません。

復興拠点は、町内全域の復興に向けた足がかりであり、福島復興再生基本方針にご記載の通り、たとえ長い年月を要するとしても、町内全域を居住可能とする必要があります。

しかし、復興拠点以外の地域における除染の時期や方法等の見通しが示されず、帰還の見通しが立たない現状に、「一体いつになったら帰れるのか」、町民は不安を募らせています。そのため、以下の通り要望致します。

- ① 「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との方針に基づき、原子力政策を推進してきた社会的責任も踏まえ、当初認定した区域に捉われることなく、拠点区域を段階的かつ確実に拡大するとともに、帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた見通しや方針を、具体的に示して頂きたい。

## その他の重点要望

以下に掲げる事項につきましても、町民の生活再建及び町の復興を図る上で重要な事項であり、これらにつきましても特段のご配慮を頂きますよう、宜しくお願い致します。

### 全般に関する事項

- ・復興支援員制度の継続等を含む、復興に向けた人的支援の継続・拡充

### 町民一人一人の復興に関する事項

- ・避難先受入自治体に対する支援措置の継続
- ・町商工事業者の事業再開に係る支援継続
- ・復興公営住宅等を経由する支援バスに対する補助制度の創設
- ・避難先における子どもたちへの教育支援の継続
- ・社会福祉法人への支援継続
- ・原子力損賠償に対する相続税等の減免

### 町の復興に関する事項

- ・営農再開を進める上で必要な農業施設の復旧
- ・野生鳥獣の捕獲の実施継続・拡充
- ・帰還困難区域内の森林の整備・管理、除染の実施
- ・帰還困難区域の風評対策の徹底
- ・まちづくりを官民一体で担うまちづくり会社の事業実施に対する税制特例の継続・拡充
- ・双葉町への企業立地・新産業育成・研究機関の立地への支援継続
- ・常磐自動車道の早期全線4車線化による抜本的な渋滞緩和
- ・震災前に着手済みの国道6号の改良工事の再開等、既存幹線道路の利便性向上
- ・復興のステージの状況の差異を踏まえた社会資本整備関係予算の確保
- ・可搬型モニタリングポストの維持管理と新設による放射線量の可視化



**(本件事務取扱)**

双葉町役場いわき事務所 復興推進課 主幹 田中

電話：0246-84-5200

住所：(いわき事務所) 福島県いわき市東田町2丁目19-4

(本庁舎) 福島県双葉郡双葉町大字新山前沖28